



平成24年3月15日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 イムラ 封 筒
代 表 者 名 取 締 役 社 長 井 村 守 宏
(コード番号 3955 東証・大証第二部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 福 塚 昌 義
経 理 部 長
(TEL. 06 - 6910 - 2511)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、「定款の一部変更の件」を平成24年4月26日開催予定の第62期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- 1) 当社の事業領域の拡大および多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)に事業目的の追加を行うものであります。
- 2) 会社法第309条第1項の規定により、株主総会の決議事項の審議を円滑に行うことが可能となるよう、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行	改定案
(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 ①～⑩ [記載省略] [新設] ⑪ [記載省略] [新設] ⑫ [記載省略]	(目 的) 第 2 条 [現行どおり] ①～⑩ [現行どおり] ⑪ <u>電気通信工事業</u> ⑫ [現行どおり] ⑬ <u>セミナーの企画、立案、制作、 斡旋及び運営</u> ⑭ [現行どおり]
(決議の方法) 第 1 7 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、株主の議決権の過半数によって行う。 2. [記載省略]	(決議の方法) 第 1 7 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、 <u>出席した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数</u> によって行う。 2. [現行どおり]

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成24年4月26日
定款変更の効力発生日 平成24年4月26日

以上